

大田区介護保険条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区介護保険条例 (平成12年3月10日条例第22号)

2 改正内容

大田区介護保険条例 付則第6条中

「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

3 改正する理由

令和2年3月31日の所得税法等の改正に伴い、「延滞金の割合の特例」について改正されたことから、同内容について定めた大田区介護保険条例付則第6条について改正する。

(根拠法令)

大田区介護保険条例第11条の2

地方自治法第231条の3、租税特別措置法第93条第2項

4 施行年月日

令和3年1月1日から施行する。

改正後の付則第6条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

5 新旧対照表

新	旧
大田区介護保険条例 平成12年3月10日 条例第22号 第1条から第20条まで(略) 付 則	大田区介護保険条例 平成12年3月10日 条例第22号 第1条から第20条まで(略) 付 則

新	旧
<p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の付則第6条の規定は、この条例の<u>施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>第7条及び第8条（略）</p>